



2023協約改訂を全組合員で闘おう！シリーズ⑨

苦勞した者が報われる制度は欺瞞だ！ 生活苦脱出のために手当を増額せよ！

2023年度労働協約改訂第6回団交

本部は本日、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善の第6回団体交渉を開催しました。今団交では、賃金・制度などについて議論しました。

保存休暇について本部は、付与条件の撤廃などを要求していますが、会社は「付与条件はこの間拡大してきているが、会社が判断するもの」と回答しました。本部は「年休が流れた原因は会社の要員不足によるものだ。使う自由は社員側だ」と抗議し、対立しました。

昇格について、本部はC2等級以下にB年限を設けることや、基準昇給額1,500円と逡減撤廃の要求について「昇格しない社員はずっと低賃金のままだ。差別制度だ」と主張しました。会社は、「苦勞した者が報われる制度であり、これを変える考えはない」との一点張りで、対立しました。

各種手当の増額、割増賃金の増率について、本部は「物価高騰により金銭の価値が下がっている。生活苦だ。ベアはわずか1,000円で全く生活が追いついていない。せめて、手当増額で生活改善を行え」と主張しました。しかし、会社は「手当を増額する考えはない」の一点張りで、社員の生活のことなど全く考えていない姿勢を露わにしました。また、乗務員手当の要求について本部は「乗務した人としない人と同じでは不公平だ。事故のリスクが違う。乗務手当は実績を反映せよ」と主張しました。会社は「職務手当で手当を支給している」と、改善する姿勢は全く示しませんでした。更に、祝日手当の復活について、本部は「祝日は多客で普段と仕事量が違う。特殊性を認めるなら手当を出せ」と迫りましたが、会社は「割増賃金(C、D単価)を増やしたことで全社員が平等に手当をもらえることにした」と、現実とかけ離れた見解を示し、対立しました。

出向社員の労働条件改善について、本部は「年間休日数も少ない、労働時間も長い。その分、休日・賃金は本体を基準にして考えろ」と強く主張しました。しかし、会社は「出向先の労働条件に合わせている。労働時間の差で生じる賃金は出向特別措置で保証している」と、この間の見解を変える気はなく、対立しました。

※次回の第7回団体交渉は、9月7日に開催します。